

## 金融危機後の欧州金融規制の方向性

漆畑 春彦（みずほ証券）

米国のサブプライム問題に端を発した今回の金融危機後、主に欧州（英国及び欧州大陸）で行われた金融規制論議について概観・評価した上で、今後の金融規制の方向性を探りたい。

2009年に入り、欧州では金融危機の再発防止に向け金融規制改革に向けた2つの報告書が公表された。1つは欧州大陸で「欧州金融監督に関するハイレベル・グループ」が公表した「ド・ラロジエール報告書」、もう1つは英国の金融サービス機構（UK-FSA）が公表した「ターナー・レビュー」である。同年4月のロンドン金融サミットを経て、英国及び欧州連合（EU）は、上記報告書を基に相次ぎ金融規制改革案を発表、あるべき自己資本規制をはじめ広範な金融規制の強化を提案した。これらの改革案では、併せて市場規律の強化策（金融機関・企業の報酬規制やコーポレート・ガバナンス強化策など）や従来より金融システムの安定強化に焦点をあてた新監督体制案が提案されている。

本報告では、今回の金融危機により欧州当局が何を学び、新たな金融規制の構築に向けて何を問題としたかとともに、一連の金融規制強化策を整理した上で、欧州において展開される国際金融規制の方向性について考えたい。同時期には、米国でも同様の改革案が公表されているが、適宜米国の動きも引用する予定である。